

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会（第 40 回） 会議等の取扱いについて（案）

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会
令和元年 6 月 19 日

本会合では、モバイル接続料算定の適正性向上の観点から、第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下「二種指定事業者」という。）が総務省に提出した接続料の算定根拠について、総務省から本委員会に報告が行われる。

当該算定根拠には、二種指定事業者に公表の義務のない、接続料に係る原価、利潤及び需要や、それらの算定の基礎となるデータ等が記載されており、本会合を公開することにより、二種指定事業者の利益を害するおそれがあると認められる。

よって、本会合の会議及び議事録は非公開とする。

また、会議に配付された資料については、同様の理由から、非公開とすることが適当と認められる部分を除き公開とし、議事概要については公開とする。

（関係規定）

○電気通信事業政策部会における委員会の設置（平成 30 年 9 月 19 日情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第 4 号）（抄）

三 関係者の出席等

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

（参考規定）

○情報通信審議会議事規則（平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会決定第 1 号）（抄）

（目的）

第一条 情報通信審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営については、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第九条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合、その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合にあっては非公開とすることができる。

2 議事録等は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合、その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 第一項ただし書の規定により会議を非公開とする場合又は前項ただし書の規定により議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。

4 議事録が公開されるまでの間、審議会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、会長の承認を得て公開する。